

1 建設工事当初契約時の契約課への提出書類（令和7年2月に変更した箇所は赤字で表記）

以下の書類は契約と同時に契約課へ提出してください。

（1）提出書類一覧

①土木一式工事等（建築一式工事以外）

提出書類 契約金額 (税込)	現場代理人									
	主任技術者等							その他		
	術者等指名届	①現場代理人及び主任技 術者の写真	②雇用確認のできる書類 の写し	③現場代理人・主任技術 者等の兼務届出書	④専任配置の免除に係る 現場代理人・主任技術等 の兼務申請書	⑤主任技術者等の専任配 置に関する誓約書	⑥営業所技術者等の配置 に関する誓約書	⑦必要な資格者証の写し 又は実務経歴書	⑧下請金額に関する誓約 書	⑨営業所技術者等一覧表
1 億円以上	○	○	×	△	△	×	○	△	○	
1 億円未満 5,000 万円以上	○	○	×	△	△	△	○	△	○	
5,000 万円未満 4,500 万円以上	○	○	×	△	△	△	○	×	○	
4,500 万円未満 500 万円以上	○	○	△	△	×	△	○	×	○	
500 万円未満	○	○	×	△	×	△	○	×	○	

②建築一式工事

提出書類 契約金額 (税込)	現場代理人								
	主任技術者等							その他	
	①現場代理人及び主任技術者等指名届	②雇用確認のできる書類の写し	③現場代理人・主任技術者等の兼務届出書	④専任配置の免除に係る現場代理人・主任技術等の兼務申請書	⑤主任技術者等の専任配置に関する誓約書	⑥営業所技術者等の配置に関する誓約書	⑦必要な資格者証の写し又は実務経歴書	⑧下請金額に関する誓約書	⑨営業所技術者等一覧表
2 億円以上	○	○	×	△	△	×	○	△	○
2 億円未満 9,000 万円以上	○	○	×	△	△	△	○	△	○
9,000 万円未満 8,000 万円以上	○	○	△	△	×	△	○	△	○
8,000 万円未満 1,500 万円以上	○	○	△	△	×	△	○	×	○
1,500 万円未満	○	○	×	△	×	△	○	×	○

(2) 提出書類について

提出書類名	注意事項等
①現場代理人及び主任技術者等指名届	金額にかかわらず、すべての工事で提出を必要とする。 ※現場代理人及び主任技術者（または監理技術者）をすべての工事で配置すること。
②雇用確認のできる書類の写し	※詳細は「2. 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について」を参照。
③現場代理人・主任技術者等の兼務届出書	契約金額 500 万円以上 4,500 万円未満（建築一式工事の主任技術者等の場合は 1,500 万円以上 9,000 万円未満）の他工事の現場代理人・主任技術者等に配置されている者を、新たに契約する契約金額 500 万円以上 4,500 万円未満（建築一式工事の主任技術者等の場合は 1,500 万円以上 9,000 万円未満）の工事の現場代理人・主任技術者等として配置する場合に提出を必要とする。個人ごとに提出すること。
④専任配置の免除に係る現場代理人・主任技術等の兼務申請書	次の（1）、（2）に該当する場合、提出を必要とする。いずれの場合も、担当課の承認を必要とする。 （1）契約金額 4,500 万円以上（建築一式工事の場合 9,000 万円以上）の工事に現場代理人・主任技術者等として配置されている者を、新たに契約する工事の現場代理人・主任技術者等として配置しようとする場合。 （2）他の工事の現場代理人・主任技術者等に配置されている者を、新たに契約する契約金額 4,500 万円以上（建築一式工事の場合 9,000 万円以上）の工事の現場代理人・主任技術者等として配置しようとする場合。
⑤主任技術者等の専任配置に関する誓約書	契約金額 4,500 万円（建築一式工事の場合 9,000 万円）以上の工事のときに提出を必要とする。ただし、主任技術者及び（特例）監理技術者で、他の工事との兼務が認められたものは、提出不要。
⑥営業所技術者等の配置に関する誓約書	営業所技術者又は特定営業所技術者、経營業務の管理責任者を主任技術者として配置する場合に提出を必要とする。
⑦必要な資格者証の写し又は実務経歴書	監理技術者証の場合は、資格者証の写し（表裏） ただし、平成 28 年 5 月 31 日以前に交付を受けた者は講習修了証の写しも必要。
⑧下請金額に関する誓約書	契約金額 5,000 万円（建築一式工事の場合 8,000 万円）以上の工事で主任技術者を配置するときに提出を必要とする。
⑨営業所技術者等一覧表	建設業許可の申請・更新時に提出したものの写し（最新のもの）を提出すること。 建設業許可の有効期間中に営業所の専任技術者を変更し、営業所の専任技術者一覧表のみで変更内容を確認できない場合は、変更内容がわかるものも合わせて提出すること。

様式は契約課ホームページに掲載している最新のものを使用すること。

提出内容に変更があった場合は、打合せ簿とともに現場代理人及び主任技術者等変更届を監督員へ速やかに提出すること。

2 現場代理人及び主任技術者等の雇用期間・確認方法について

(1) 雇用期間

区分	雇用期間
現場代理人	入札参加希望提出日以前（随意契約の場合は、見積書提出日以前）から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。
主任技術者	入札参加希望提出日（随意契約の場合は、見積書提出日）の3カ月以上前から継続して、受注者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があること。
監理技術者	
監理技術者補佐	

(2) 確認書類

※プライバシー保護のため、保険者番号及び被保険者記号・番号等を復元できないように、マスキング処理を行ったものを提出してください。

1 株式会社・有限会社等の会社組織及び常時5人以上の従業員を雇用する個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
所属業者名の記載されている健康保険証の写し	資格取得年月日	市町村の国民健康保険証は該当しない 協同組合等の場合は組合員名簿も必要
社会保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印のあるもの）の写し （上記の加入手続き中の場合）	社会保険事務所の受付印の日	保険証交付後に写しの提出

2 常時雇用の従業員が5人未満の個人事業所

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	最新の通知書の発行日	役員等で金額が入っていない場合は登記簿謄本の写しも必要

3 後期高齢者医療制度被保険者

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
後期高齢者医療保険被保険者証の写し＋過去数か月分の給与・支払い明細（帳簿）の写し	明細等の内容による	給与・支払い明細に会社名や押印がない場合は会社の様式の申立書も必要

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了しましたが、その後に健康保険等の加入（更新）手続きを行った等の理由により、上記の書類が提出できない場合は、以下いずれかの証明書類により確認します。

証明書類	雇用関係の認定日	注意事項
監理技術者資格者証明証（所属建設業者名の記載のあるもの）の写し	交付日	記載事項に変更がある場合は、裏面も添付してください。 また、現在の所属建設業者名が記載されていない場合は、証明書類となりません。
住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し	最新の通知書の発行日	役員等で金額が入っていない場合は登記簿謄本の写しも必要
健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書の写し	最新の証明書の証明日	
給与台帳等給与の支払い状況の確認できる書類の写し（受注者の記名押印したもの）	給与台帳等の支払い状況による	
雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）の写し	証明日（3か月以内のもの）	